

〇みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱

平成28年4月1日

告示第42号

改正 令和4年2月25日告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号)に基づくみのかも定住自立圏(以下「みのかも定住自立圏」という。)の活性化を図ることを目的として、みのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」及び「かも美」を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示においてみのかも定住自立圏マスコットキャラクターとは、別図に示す市長が定めた基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

(権利)

第3条 みのかも定住自立圏マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)に関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 申請者は、かも丸・かも美使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第2項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) みのかも定住自立圏及び市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他市長が使用について、不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用を承認するときは、かも丸・かも美使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは、かも丸・かも美使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、キャラクターの使用承認に関し、必要な条件を付けることができる。
(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。
(使用承認期間)

第7条 キャラクターの使用承認期間は、第4条第2項に規定する申請に基づき、市長が認める期間とする。ただし、更新を妨げない。
(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 商品等の使用物件は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。
- (6) キャラクターの使用承認期間が終了したときは、かも丸・かも美使用報告書(様式第4号)を市長に提出すること。

(承認内容の変更等)

第9条 使用者は、第5条第2項の規定により承認を受けた事項を変更しようとするときは、かも丸・かも美使用変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、承認することが適当と認めるときはかも丸・かも美使用変更承認通知書(様式第6号)により、変更を承認しなかったときはかも丸・かも美使用変更不承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後も前条の規定を遵守しなければならない。
(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者にかも丸・かも美使用承認取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、承認取消しの通知のあった日以後、当該使用承認に係る物件(以下「使用物件」という。)をいかなる場合

にあっても使用してはならない。

4 市長は、承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

5 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 市長は、使用者又はキャラクターの使用の承認を取り消された者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第12条 キャラクターの使用に関する庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前のみのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱(平成22年美濃加茂市訓令甲第68号)によってなされた申請、承諾その他行為は、この告示の相当規定によってなされた申請、承諾その他の行為とみなす。

附 則(令和4年2月25日告示第18号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別図



かも丸



かも美

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

申請者
住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名
電話
FAX
メール

かも丸・かも美使用承認申請書

みのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」を使用したく、
下記のとおり申請します。

記

- 1 使用図柄 K－ M－ C－
- 2 使用目的
- 3 使用物件（品目等具体的に）及び数量
- 4 使用期間
年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
- 5 販売価格（販売する場合）

添付書類

- 1 「かも丸」・「かも美」の使用の形態及び使用に係る企画の内容が分かるもの
- 2 団体等の概要が分かるもの

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

かも丸・かも美使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったみのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用承認申請について、使用を承認しますので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

申請者

住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名

- 1 使用図柄 K－ M－ C－
- 2 使用目的
- 3 使用物件（品目等具体的に）及び数量
- 4 使用承認期間
年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
- 5 使用条件

注意事項

- 1 この使用承諾については、上記の内容以外に「かも丸」・「かも美」を使用してはならない。
- 2 この使用承諾に係る使用を終了したとき又は中止しようとするときは、かも丸・かも美使用報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 3 関連する法令及びみのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱の規定を遵守しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

かも丸・かも美使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったみのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用承認申請について、使用を承認しないこととしましたので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

代表者氏名

- 1 使用図柄 K－
M－
C－
- 2 使用目的
- 3 使用物件（品目等具体的に）及び数量
- 4 使用承認をしない理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏 名） 宛

使用者
住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名
電 話
F A X
メール

かも丸・かも美使用報告書

年 月 日付け 第 号で承認されましたみのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用状況について、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱第8条の規定により報告します。

記

1 使用目的

2 使用物件（品目等具体的に）及び数量

3 使用期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

4 使用の効果

添付書類

使用の実績が分かるもの

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

申請者
住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名
電話
FAX
メール

かも丸・かも美使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で使用承認を受けたみのかも定住自立圏
マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用につき、使用承認を受けた事項
を変更したいので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱
第9条第1項の規定により申請します。

記

変更する事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

※ 変更する事項が複数ある場合は、同様の事項を別紙に記載のうえ添付してください。

添付書類

- 1 変更後の「かも丸」・「かも美」の使用の形態及び使用に係る企画の内容が分かるもの
- 2 変更の必要性が分かるもの

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

かも丸・かも美使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったみのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用変更承認申請について、変更を承認しますので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

代表者氏名

【変更後】

- 1 使用目的
- 2 使用物件（品目等具体的に）及び数量
- 3 使用承認期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

- 4 使用条件

変更する事項
変更前
変更後

注意事項

変更を承認した事項以外は、当初の使用承認の内容によります。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 （氏 名） 印

かも丸・かも美使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったみのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用変更承認申請について、変更を承認しないこととしましたので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

代表者氏名

【変更後】

- 1 使用目的
- 2 使用物件（品目など具体的に）及び数量
- 3 使用承認期間
年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
- 4 使用変更承認をしない理由

変更する事項
変 更 前
変 更 後

注意事項

当初の使用承認の内容により使用してください。

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 （氏名） 印

かも丸・かも美使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認したみのかも定住自立圏マスコットキャラクター「かも丸」・「かも美」の使用承諾について、使用承認を取り消しましたので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターの使用に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

使用者

住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名

- 1 使用目的
- 2 使用物件（品目等具体的に）及び数量
- 3 使用承認期間
年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
- 4 使用条件
- 5 使用承認の取消しの理由

注意事項

- 1 使用承認の取消しに係る使用物件については、使用してはならない。
- 2 使用承認の取消しに係る使用物件について、回収を求めることがあります。
- 3 使用承認の取消し又は使用物件の回収に伴って発生する費用の一切は、使用者が負担することとなります。

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第9条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 (第9条関係)
様式第8号 (第10条関係)